

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その)

◇収用委告示 土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定
◇公 告 採石業務管理者試験の実施

規則 次

◇規則 鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第九項に規定する申告書の様式

結核予防法による医療機関の指定

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良事業の工事の完了

松くい虫の駆除命令

解除予定の保安林(二件)

松くい虫の特別防除の実施

基本測量の実施

砂利採取法による聴聞

規則

鳥取県規則第二十四号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「総務課長」を「事務次長」に改め、同条第三項中「総務課長」を「事務次長」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (昭和五十四年三月鳥取県条例第十五号)

中別表第一の改正規定のうち第二種県営住宅の表の緑町第五団地に関する部分の施行期日は、昭和五十四年五月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号) の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表の高城第二の項の次に次のように加える。

緑町第五	二一、八〇〇円
------	---------

附 則

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

(家賃等の減額)

2 この規則の施行の日の前において現に緑町第一団地に入居している者で引き続き緑町第五団地に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。) 第十二条の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

昭和五十四年五月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	四、三〇〇円
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	八、七〇〇円
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	一三、〇〇〇円
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一七、四〇〇円

- 3 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料については、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項の規定による減額後の家賃に条例附則第八項の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

告 示

鳥取県告示第四百四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例（昭和五十四年三月鳥取県条例第二十三号）附則第九項に規定する申告書の様式を次のように定める。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

軽油取引税納付申告書(昭和54年改正条例附則第6項第2号該当)

鳥取県知事 殿		納税義務者	事務所等の所在地
課税済軽油の譲渡を受けた数量	所有 数量 (イ)		
	所有数量のうち他の特約業者の管理する貯蔵場等に保管委託をしていた数量 (ロ)		
	差引数量 (イ)-(ロ)		
課税標準となる譲渡数量 (ニ)			
税額 (ニ)×4,800円			円
参考事項	(イ)に記載した数量がある場合には、その保管委託をしていた特約業者	住所	摘要
		氏名又は名称	
	課税済軽油の譲渡年月日	年 月 日	
		年 月 日	
	課税済軽油の残数量(リ)-(ニ)		
納付年月日	年 月 日		
納付場所			

(納付申告書の記載要領)

- 「所有数量(イ)」欄には、あなたが昭和54年5月31日までにおいて、他の特約業者、小売業者又は消費者等から、19,500円の軽油引取税が課税されていた軽油(以下「課税済軽油」という。)の譲渡を受け、この譲渡を受けた課税済軽油を他に譲渡せず昭和54年5月31日現在所有していた数量を記載してください。
- 「所有数量のうち他の特約業者の管理する貯蔵場等に保管委託をしていた数量(ロ)」欄には、「所有数量(イ)」欄に記載された数量のうちに、あなたが他の特約業者の所有し、管理する貯蔵場等に保管委託をしていた課税済軽油がある場合においては、その数量を記載してください。
- 「課税標準となる譲渡数量(ニ)」欄には、「差引数量 (イ)-(ロ)」欄に記載された課税済軽油をあなたが昭和54年6月1日以後において、他に譲渡した数量を記載してください。
- この納付申告書は、あなたが課税済軽油を譲渡した日から起算して1箇月以内にあなたの事務所等の所在地を管轄する県税事務所に提出し、併せて税額を納付書により納付してください。

軽油引取税納付申告書（昭和54年改正条例附則第6項第3号又は第4号該当）

鳥取県知事 殿		納税義務者	事務所等の所在地
課 税 標 準 量	自己の管理する貯蔵場等に所有していた数量 (イ)		l
	消費者の管理する貯蔵場等に保管委託をしていた数量 (ロ)		l
	消費者から依頼を受けて保管をしていた数量 (ハ)		l
	免税証に記載されていた免税軽油の数量 (ニ)		l
	計 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ) (ホ)		l
税額 (ホ)×4,800円			円
参考事項	(イ)に記載した数量がある場合には、その保管委託をしていた消費者	住所 氏名又は 名 称	摘要
	(ロ)に記載した数量がある場合には、その保管依頼をした消費者	住所 氏名又は 名 称	
	納付年月日	年 月 日	
	納付場所		

(納付申告書の記載要領)

- 「自己の管理する貯蔵場等に所有していた数量(イ)」欄には、昭和54年5月31日現在あなたが所有し、管理する貯蔵場等において所有していた軽油の数量を記載してください。
- 「消費者の管理する貯蔵場等に保管委託をしていた数量(ロ)」欄には、昭和54年5月31日現在あなたが、消費者の所有し、管理する貯蔵場等に保管委託をしていたあなたの所有に係る軽油の数量を記載してください。
- 「消費者から依頼を受けて保管をしていた数量(ハ)」欄には、昭和54年5月31日現在あなたの所有し、管理する貯蔵場等において、消費者から委託されて保管していた軽油の数量を記載してください。
- 「免税証に記載されていた免税軽油の数量(ニ)」欄には、昭和54年5月31日までに、あなたが免税軽油使用者から免税証の提出をうけて、免税軽油の引渡しをした場合における免税証を特約業者に提出せず、昭和54年5月31日現在所持していた免税証に記載されている免税軽油の合計数量を記載してください。
なお、この場合においては、当該免税証の番号、免税軽油の数量及び免税軽油の使用者等の明細書をこの納付申告書に添付してください。
- この納付申告書は、昭和54年6月30日までにあなたの事務所等の所在地を管轄する県税事務所に提出し、併せて税額を納付書により納付してください。

鳥取県告示第四百五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十四年四月一日	瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一一

鳥取県告示第四百六号
昭和五十四年四月九日
岸田内科医院
鳥取市立川町二丁目二三七

鳥取県告示第四百七号

昭和五十四年二月二十八日付で赤崎町から申請のあつた土地改良（赤崎（向原）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第四百六号
昭和五十四年四月一日付で大栄町から申請のあつた土地改良（大栄（上種）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十四年五月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（長柄地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月二十四日認可したので、同法第二百九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
法正寺地区農道舗装事業	昭和五十三年三月十日	岩美町
太田地区農業用用排水事業	昭和五十二年十二月十五日	"
真名地区農業用用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
原・絹屋地区ほ場整備事業	昭和五十三年十一月十八日	西伯町土地改良区

鳥取県告示第四百十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

鳥取森林計画区の岩美町四八林班（C及びGの各小班に限る。）、

同町四九林班（ただし、A小班を除く。）、同町五〇林班（ただし、D及びEの各小班を除く。）、同町八二林班、同町一〇五林班（B及びCの各小班に限る。）、同町一〇七林班（ただし、A、B及びHの各小班を除く。）、同町一〇八林班（ただし、A小班を除く。）、同町一一四林班、同町一二四林班、同町一二六林班（ただし、C及びDの各小班を除く。）、同町一二七林班及び同町一二九林班の区域内に存する松林の区域

鳥取森林計画区の鳥取市二林班（D及びHの各小班に限る。）、同市二〇七林班（E及びFの各小班に限る。）及び同市二〇八林班（A小班に限る。）の区域内に存する松林の区域

鳥取森林計画区の氣高町一五林班（A小班に限る。）及び同町一八林班（C及びDの各小班に限る。）の区域内に存する松林の区域

倉吉森林計画区の倉吉市一六林班（DからHまでの各小班に限る。）、同市一七林班（ただし、K小班を除く。）、同市一四九林班（ただし、A及びBの各小班を除く。）、同市一五〇林班（ただし、A及びHの各小班を除く。）、同市一六四林班、同市一六五林班（AからDまでの各小班に限る。）及び同市一六六林班（ただし、A小班を除く。）の区域内に存する松林の区域

倉吉森林計画区の泊村一林班（B及びCの各小班に限る。）、同村二林班（B小班に限る。）、同村三林班（A小班に限る。）及び同村四林班（A及びBの各小班に限る。）の区域内に存する松林の区域

倉吉森林計画区の羽合町一林班（J及びKの各小班に限る。）、同町二林班（D小班に限る。）、同町四林班（HからJまでの各小班に限る。）及び同町五林班（JからJまでの各小班に限る。）の区域内に存する松林の区域

に存する松林の区域

倉吉森林計画区の大栄町一林班（K小班に限る。）、同町二林班（A小班に限る。）、同町二四林班（O及びPの各小班に限る。）、同町二六林班（A小班に限る。）及び同町二七林班（V小班に限る。）の区域内に存する松林の区域

米子森林計画区の岸本町二七林班（H及びKからNまでの各小班に限る。）、同町二八林班、同町二九林班及び同町三〇林班（DからFまでの各小班に限る。）の区域内に存する松林の区域

昭和五十四年六月一日から同年七月五日まで 2 期間

昭和五十四年六月一日から同年七月五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、岩美町、倉吉市及び岸本町の区域にあつては当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を、鳥取市、氣高町、泊村、羽合町及び大栄町の区域にあつては当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

1 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 3に掲げる措置を行つた者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第四百十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市松上字倉見谷九四〇の二、九四〇の五から九四〇の七まで、九四〇の九、九四一の七（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的**土砂の流出の防備****三 解除の理由****林道用地とするため**

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字中谷六〇〇、字北谷六〇一、六二一、六二三の一、六二五の一、六二五の二、六二七（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的**水源のかん養****三 解除の理由****林道用地とするため**

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十三号

松くい虫防除特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

米子森林計画区の大山町五五林班（ただし、A小班を除く。）、同町五六林班及び同町五七林班（ただし、A小班を除く。）の区域内に存する松林の区域

米子森林計画区の淀江町一林班、同町二林班（ただし、EからHまで及びMからOまでの各小班を除く。）、同町三林班（ただし、A小班を除く。）、同町四林班、同町五林班、同町一一林班、同町一二林班、同町一三林班（ただし、A小班を除く。）、同町一四林班、同町一五林班（ただし、IからLまでの各小班を除く。）、同町一六林班、同町一七林班、同町一八林班及び同町一九林班（ただし、A及びHの各小班を除く。）の区域内に存する松林の区域

米子森林計画区の米子市七林班（C及びDの各小班に限る。）、同市八林班、同市九林班（ただし、B小班を除く。）、同市一〇林班（ただし、A及びBの各小班を除く。）及び同市一一林班の区域内に存する松林の区域

昭和五十四年六月一日から同年七月五日まで

二 期間

二 期間

昭和五十四年五月一日

鳥取県告示第四百十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十九条の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令・建設省令第一号）第十三条の規定により告示する。

二 作業期間
昭和五十四年五月十日から同年十二月二十日まで

一 作業種類
基本測量（一等地磁気測量）

鳥取県告示第四百十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

一 聽聞会の期日及び場所
昭和五十四年五月十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎第二十八会議室

二 審査請求人及び事案の内容

審査請求人	住 所	氏 名	事 案 の 内 容
鳥取県知事 平 鴻 三	西伯郡大山町坊	伊集悦子	米子土木出張所長が、日野郡日野町下櫻二四
領二九三ノ三	八中原勝の砂利採取法第十六条の規定による採		

取計画の認可の申請に対し、昭和五十三年九月三十日付けでした当該採取計画を認可しない旨の処分についての審査請求

三 道路及び農業用排水路付替工事
裁決手続の開始を決定した年月日
昭和五十四年四月七日

四 地所有者の名称
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者の名称

所 在	地 番	地 目	上 土地登記簿 (メートル) (平方メートル)	実測地積 (メートル) (平方メートル)	裁決手續の開 始を決定する 土地の地積 (メートル) (平方メートル)	土地所有 者の名称
鳥取市湖山町字白浜	二九六〇 番三三四 三七九四	学校用地	三、四七〇	一、一六三	五五九	文部省
	五〇四	雜種地	九七六	一七六	湖東大浜土改良区	

収用委員会告示

鳥取県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の一の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月一日

公 告

採石法(昭和25年法律第201号)第32条の13第1項の規定により第8回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和54年5月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一般国道九号改築工事(鳥取市湖山町地内)並びにこれに伴う農業用

一起業者の名称
建設大臣

1 試験科目及び試験の時間	はり付けること。
試験科目	試験の時間
ア 岩石の採取に関する法令 (環境保全関係法令を含む。)	午前10時から正午まで
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	
2 試験の期日及び場所	
(1) 試験の期日	昭和54年6月5日(火)
(2) 試験の場所	鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第23会議室
3 受験手続	
	次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。
(1) 受験願書	受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
(2) 履歴書	
(3) 写真	手相型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。
4 受験手数料及びその納付方法	
(1) 受験手数料 3,000円	
(2) 納付方法	
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に	